令和５年３月１０日　更新

事業者の皆様へ

大阪府都市整備部建築指導室審査指導課

　送電線、通信線等を中継する鉄塔や電柱（以下「鉄塔等」という）、携帯電話基地局のアンテナ等を解体又は維持・修繕する際の、建設リサイクル法上の取扱いと留意事項について



鉄塔等の基本的な考え方

鉄塔等は、建築物以外の工作物（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等）に該当します。

このうち、請負代金が５００万円以上の工事が届出の対象建設工事となります。

　《参考》建設リサイクル法施行令第２条第４号

　　　　　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、

その請負代金が５００万円以上であるもの

ただし、建設リサイクル法第９条第１項の規定によれば、すべての工作物が対象となるわけではなく、「特定建設資材を用いた」工作物の解体工事又は「その施工に特定建設資材を使用する」工作物の新築工事等が対象であるとしていますので、それ以外の工事は対象とはなりません。

　《参考》建設リサイクル法施行令第１条

　　　特定建設資材とは、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、

1. 木材、④アスファルト・コンクリートを言います。

例えば、コンクリート基礎を有する鉄塔の鉄部分のみを解体する場合、「特定建設資材を用いた」工作物の解体工事となるため、請負代金が500万円以上の工事が届出対象工事となります。参考として下記の質疑応答集のＱ31をご覧ください。

　《参考》国土交通省　建設リサイクル法　質疑応答集

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf>

注）Ｑ31には、「建築物」と記載されていますが、「工作物」についても

同様の取扱であることを国土交通省に確認しております。

コンクリート基礎を用いた鉄塔の補修工事

届出事例①

送電線を中継する鉄塔

・鉄部位だけの補修（一部取り壊し工事が含まれる場合）

・請負代金　８５０万円

・工事材料として、特定建設資材を一切使用しない。

〇様式第一号（届出書）

　１工事概要

　　①②　略

　　③工事の種類及び規模

　　　□建築物に係る解体工事

　　　□建築物に係る新築又は増築の工事

　　　□建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

　　☑建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等　　請負代金８５０万円

図解

特定建設資材でない鉄の部位のみの「解体工事」があり（※１）、その施工において特定建設資材を使用しない工事であったとしても、請負代金が５００万円以上であれば、対象建設工事となる。



一つの「特定建設資材を用いた」工作物とみる。

コンクリート基礎

（※１）「解体工事」の定義について

《参考》国土交通省　建設リサイクル法　質疑応答集

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d11pdf/recyclehou/qanda/qanda2.pdf>

　Q11にて、「工作物」の「解体工事」については「建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事」と示されています。

届出書記入例

〇別表３（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等）



建築物に設置されている携帯電話基地局の維持・修繕工事

届出事例②

〇携帯電話基地局の場合、マンションその他の建築物の屋上等を賃借して、設置するケースがよく見られます。その場合の多くは、アンテナ設備等は、建築物ではなく工作物とみなしますので「建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等」に該当とし、下記の届出対象工事が考えられます。

・特定建設資材を用いた工作物に解体があり請負代金が500万円以上の場合

（解体工事の定義はP2の※１参照）

・その施工に特定建設資材を使用する新築工事等において請負代金が500万円以上の場合